平成２５年（フ）第１２１号
静岡県島田市三ツ合町1362番地の３　コーポ北川103号室、旧住所静岡県島田市本通６丁目8371番地
債務者　初鹿野喜美江
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４４２号
大阪府東大阪市吉田４丁目２番22―503号
債務者　中村　圭一
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８７８号
大阪市大正区千島２丁目４番３―1409号
債務者　菅野　正延
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５号
長崎県平戸市田平町小手田免676番地３
債務者　金丸　直美
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２５年（フ）第７号
長崎県松浦市調川町下免612番地４　宮ノ前団地１―402号、従前の住所長崎県松浦市調川町下免358番地８
債務者　久恒　幸子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２５年（フ）第１０２号
静岡県焼津市本町６丁目11番14号
債務者　武田　和彦
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１６号
静岡市清水区下野町７番33号　エスポーラ102号室
債務者　見城　賀之
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第６０号
広島県竹原市下野町4239番地、開始決定時の住所広島県呉市神山３丁目19番22号
破産者　下瀬奈々子
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要領　確定破産債権者がいない。
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１７３号
大阪府羽曳野市野々上５丁目２番２号
破産者　寺岡　　悟
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４８号
福岡県福岡市早良区小田部１丁目31番16号
破産者　有限会社石瀧運送倉庫
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６８６号
福岡県福岡市博多区祇園町４―10―602
破産者　株式会社ＣＦＣ
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７５４号
岡山市北区北長瀬本町８番47号
破産者　株式会社成都技建
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８６９号
福岡市中央区舞鶴１丁目５番６号ＳＫビル６階
破産者　株式会社ぶーけ
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３８１号
福岡市博多区諸岡３丁目９番９号
破産者　福岡無線株式会社
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６０号
群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩229番地の８
破産者　丸二商事有限会社
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１４０５号
東京都立川市錦町１丁目15番20号ＴＯＰ立川205号
破産者　平野　健一
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１７７４号
横浜市中区寿町１丁目１番地11興和ビル４階
破産者　日本下水道管理株式会社
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１００号
長野市西和田１丁目39番17号
破産者　有限会社山口商店
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係